

第43回

社会保険労務士試験 講評

第 43 回（平成 23 年度） 本試験 合格推定ライン

【択一式】

各科目 4 点以上、かつ、合計 47 点以上であれば、合格圏内である。
救済科目が出る可能性は、極めて低い。

【選択式】

各科目 3 点以上、かつ、合計 27 点以上であれば、合格圏内である。
労災保険法は 2 点救済の可能性が高い。社会保険一般常識も L E C 集計の成績診断データの検証上では、2 点救済が有力である。

※上記の合格推定ラインは、L E C 独自の見解によるものです。

過去 3 年間の社会保険労務士試験の合格ライン

平成 22 年度本試験

	総得点	救済科目
択一式	48 点	なし
選択式	23 点	健保 2 点、厚年 2 点、社一 2 点、国年 1 点

平成 21 年度本試験

	総得点	救済科目
択一式	44 点	なし
選択式	25 点	労基・安衛 2 点、労災 2 点、厚年 2 点

平成 20 年度本試験

	総得点	救済科目
択一式	48 点	なし
選択式	25 点	健保 1 点、厚年 2 点、国年 2 点

第 43 回 社会保険労務士試験 講評

全体を通して

【択一式】

昨年は、解答なし、ダブル解答の影響で、結果的に合格ラインが高くなった。本年の全体的な難易度は、ほぼ昨年並みのような印象を受けたが、LECの成績診断のデータで見ると、正答率 75%超の問題が 32 問となっており、全般的に結構できがよい。昨年までと違い、午前中に択一式が実施され、実力が発揮しやすかったといった事情があったのかもしれない。

LECの成績診断のデータでは、労災保険法のブロックが最も点が高く、一般常識のブロックが最も点が低くなっている。しかし、科目ごとの点数のバラツキは比較的少なく、最も難しかった一般常識でも平均 5.7 点であり、救済科目はないと思われる。

【選択式】

トータルで見ると、昨年よりは、明らかに点数が上がっている。ただ、一部科目で意表をつくような出題があり、今年も救済科目があると思われる。

LECの成績診断のデータでは、労災保険法が最も点数が低く、5割弱の方が2点以下となっている。例年のパターンから推測すると、2点救済となる可能性が高い。次に、社会保険一般常識、この科目も4割を超える回答者が2点以下であり、2点救済の対象となっても何ら不思議ではない。

残る6科目の中では、労働一般常識のできが悪いが、2点以下の割合は25%程度、しかも、正答を導きやすいように事実上「四択」の形式とした点を考慮すると、救済になる可能性は、比較的低いのではないだろうか。

科目別講評

【択一式】

1. 労働基準法・労働安全衛生法

労働基準法は、判例及び通達の記述のみで構成されている問6がやや難しいものの、全体としては近年の傾向と同様に、取り組み易い問題が多かった。しっかりと学習した方であれば5～6点は確保しているはずであり、満点の方も少なくないだろう。

労働安全衛生法は、問9及び問10がやや難しかったが、問8は正しく基本事項であり、必ず得点しなければならない。

労基法と安衛法とを合わせて7～8点得点したい。

2. 労働者災害補償保険法

労働者災害補償保険法は、問5及び問6は難しかったが、これら以外の問題の難易度は従来までと同じくらいであり、比較的取り組みやすい問題が多かった。問5及び問6については、これらの問題で使用された通達を初めて見るという受験生がほとんどであると考えられるため、間違えてしまっても仕方がない。問5及び問6以外の残りの5問で点数を稼いでおきたい。

労働保険徴収法は、問8でCとEの2重解となるトラブルはあったものの、全体的に基本事項からの出題であったため、全問につき正解することも十分に可能な問題であった。

3. 雇用保険法

雇用保険法については、問4の解答肢であるC肢など一部論点とされているところが細かく、正誤の判断に苦勞するものもあったが、ほとんどが基本事項からの出題であったため、全体的には取り組みやすい問題であった。最低でも7問中4、5問は正解しておきたい。

また、労働保険徴収法については、問9の一部で細かい箇所からの出題があったため、難しかったが、問8と問10については、容易に得点できる問題であったため、これらについては確実に得点しておきたい。

4. 労務管理その他の労働に関する一般常識

労務管理その他の労働に関する一般常識は、法令からの出題である問4（労働契約法）及び問5（労働組合法）はいずれも得点したいが、仮にどちらかを間違えたとしても、雇用動向調査に関する問1Bの記述は不自然であり、模試や白書講座等を通じて調査結果の読み方に慣れている方ならば勘を働かせることができたであろうし、また、一般的なセンスでも正解できるため、「労一」の5問ではこの問題の正解率が最も高い。5問中2～3点得点したい。

5. 社会保険に関する一般常識

社会保険に関する一般常識は、問 10 の社労士法は実務における取扱いの詳細を問われるものであり、合格後を見据えた研鑽を促すねらいでの出題としては良いとも言えるが、試験問題としては、平均的な受験者の知識と理解では対応できない難問である。その一方、問 8 及び問 9 は、それぞれ、解答とされるべき記述に誤り箇所がないことが明らかであり得点したい。問 6 の船員保険法は、解答とされるべき記述の誤り箇所が単純な数字の入れ替えであるためか、合格ラインの前後からそれよりも上位にいる受験者であれば押さえていたようであり、問 9 に次いで高い正解率となった。

労働一般常識と同様に 5 問中 2～3 点は得点したいところであり、両者の合計 10 問で 5 点得点できれば及第点と言ってよい。

6. 健康保険法

健康保険法は、例年と同じく、細かな知識を問う肢も多少散見されたが、正解肢の一つ導き出すという観点からは、決して難易度の高いものではなかった。ただ、問 7 は見慣れない肢 D に誘われ、正解肢である E を選択できたのは少数派となった。しかしながら、総じて LEC の答練で出題してきた論点からの出題も多く、また、基本的な知識があれば十分に対応可能な問題が殆どあり、高得点が可能であることに変わりはない。できれば 7 点～8 点以上を確保して択一式の得点源としてもらいたいところである。

7. 厚生年金保険法

厚生年金保険法では、問 5 で厚生年金基金の理事に関する細かい規定について問うもの、問 7 で障害等級の具体的な障害状態を問うものが出題されたほかは、全体的に標準的な難易度の出題であった。落ち着いて取り組むことができれば、基準点はクリアできるであろう。できれば 6 点～7 点以上の得点を確保したい。

8. 国民年金法

国民年金法では、問 3、問 10 などが特に正解率が低かった。そのほかの問題も、題材としては基本的ながらも細部を問うものがあつたためか、LEC の成績診断データでは、全科目中もっとも平均点が低くなった。もっとも、問 1 や問 4 など、正解を導くことが容易な問題も多く、全体を通してみれば 6 点程度の得点は十分に可能である。

【選択式】

1. 労働基準法・労働安全衛生法

労働基準法は空欄3箇所中の2箇所が判例からの出題であり、このうちBの「②解除条件」は民法の知識のある方以外の方にとっては難しく正解率は低い、Cは判例からの出題ではあるものの問われている内容自体は比較的容易であり、また、労働時間等の規定の除外について問うAは正しく基本事項である。

労働安全衛生法は、Dの雇入れ時の健康診断は基本事項であり、Eの「⑨潜水業務」は学習の優先度は高くない箇所だが、労働安全衛生法の選択式対策を怠らなかった方なら押さえている語句であり、実際にある程度得点できている。

労基法と安衛法とを合わせて3点は確保することが可能である。

2. 労働者災害補償保険法

労働者災害補償保険法は、労働基準法における障害補償及び労働者災害補償保険法における障害（補償）給付に関する問題であったが、空欄Aを除いては、かなりの難問であった。特に空欄DとEは、かなり細かい内容から出題されているため、正解するのは極めて困難である。救済を考慮に入れ、A、B及びCのいずれかで2点以上確保したいところである。

3. 雇用保険法

雇用保険法は、短期雇用特例被保険者の定義などからの出題であったが、いずれの空欄についても基本事項からの出題であったため、満点を取ることも可能であった。選択式の総合点をクリアするためにも、できれば雇用保険法で4点以上は稼いでおきたい。

4. 労務管理その他の労働に関する一般常識

労務管理その他の労働に関する一般常識は、日本における人事・賃金制度の変遷に関する出題であり、久しぶりにテキストの「労務管理」の部分からの出題であったことで驚いた方も多いかも知れない。また、選択肢が①から⑩までではなく空欄ごとにあらかじめ4肢に限定されていることは、出題形式としては問題を解きやすくする方向に働くものの、過去問とは異なる形式に戸惑った方もいたものと思われる。問題の内容自体もA及びCは全く知らないという受験者が多かったはずであり、他の空欄3箇所でも1点も失点しないことが求められ、その点では厳しかった。

しかし、B及びEは、労務管理部分も含めてテキストを通読していた方にとっては比較的容易であり、空欄前後の文章中にヒントとなる語句も含まれている。Dの「②職能資格制度」も、Bの「①職務給制度」との対比や、空欄の後の「従業員の能力育成を…」という記述から、何とか得点できる。3点は確保しておきたい。

5. 社会保険に関する一般常識

社会保険に関する一般常識は介護保険法（要介護認定関連）からの出題であったが、問われている内容が、択一式の過去問の学習を通して自然と身につくようなものではない上に、解答以外の選択肢に紛らわしいものが多いため、正解率の最も低い空欄Cだけでなく、全体的に難しい問題であった。Aについて、正解である「⑥介護保険被保険者証」と「③主治医意見書」との間で悩んだ方が多いが、被保険者の主治医の意見については、被保険者から認定の申請を受けた後に市町村が聴取するものであるし、また、問題を解きなれている方ならば他の選択肢に「④医療保険被保険者証」があることから推測して⑥を選ぶことができるかも知れない。Eは、不服を申し立てる側である被保険者や、申し立てられる側である保険者（すなわち市町村）のどちらかに偏ることなく中立的な立場で審査を行うべきであるから「⑦公益を代表する委員」が正解である。覚えている知識だけではなく問題の解き方など持てる力を総動員して、何とかA及びEの2箇所を得点したいところであり、これにさらに1点を上乗せできれば、それを上回る得点までは望まなくてよい。

6. 健康保険法

健康保険法は、国庫負担・国庫補助に関する出題であった。本問は、いずれもメインテキストに条文知識として記載されているところであり、また、平成20年の択一式等、近年の択一式試験においても問われている部分ということもあってか、総じて高い正解率となった。選択肢Dの「④概算払い」の正解率はやや低めではあるが、過去繰り返し問われている箇所の周辺知識であるから、是非とも正解しておきたいところである。できれば4点は確保したい。

7. 厚生年金保険法

厚生年金保険法は、老齢厚生年金の額及び再評価率の改定に関する出題であった。すべて条文の文言がほぼそのままに出題されたものであり素直な出題といえるが、「名目手取り賃金変動率」などの用語を正確に記憶しておらず判断に迷った受験生もいたようである。もっとも、平成18年度本試験選択式において類似の題材が扱われており、A、C、Dについては同一の出題、Eについても同旨の出題がされていたため、しっかり準備していた受験生にとっては容易であったと思われる。

8. 国民年金法

国民年金法は、国民年金事業の円滑な実施を図るための措置についての規定からの出題であった。題材となった国民年金法74条は、平成19年に改正（平成20年施行）されたものではあるが、概括的な規定であるため、あまり深く学習していなかった受験生もいたかもしれない。しかし、どの空欄についても極端に正解率が低いものではなく、選択肢を吟味すれば基準点に達することは難しくなかったと思われる。

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

© 2011 TOKYO LEGAL MIND K.K., Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。